

担い手確保モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島県県土整備部及び各総合県民局県土整備部が発注する建設工事において、建設工事の中長期的な担い手を確保することを目的に現場の週休2日を確保する「担い手確保モデル工事（以下「モデル工事」という。）」を実施する上で必要な事項を定める。

なお、営繕工事については、「担い手確保モデル工事実施要領（営繕工事編）」により実施するものとする。

(対象工事)

第2条 モデル工事を試行する建設工事は次のいずれかとする。

(1) 発注者指定型

発注者が設計図書によりモデル工事の試行を指定した工事

(2) 受注者希望型

発注者指定型以外の工事のうち、受注者がモデル工事の試行を希望する工事

2 発注者指定型は、工事名の末尾に「(担い手確保型)」と明示する。

(定義)

第3条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 担い手確保モデル工事

担い手確保モデル工事（現場閉所型）（以下「モデル工事（現場閉所型）」という。）

及び担い手確保モデル工事（交替制）（以下「モデル工事（交替制）」という。）の総称をいう。

(2) モデル工事（現場閉所型）

現場閉所により建設現場の週休2日の確保を試行する工事をいう。

イ 週休2日

①通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

②月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ロ 対象期間

工事着手日から現場作業完了日（工事目的物が完成した日）までの期間をいう。ただし、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は除く。

ハ 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場の安全管理上必要な作業、又はコンクリート養生やレイタンス除去等、品質管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

ニ 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月毎の現場閉所率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含める

ものとする。

(3) モデル工事（交替制）

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事において、交替制により技術者及び技能労働者の週休2日の確保を試行する工事をいう。

イ 週休2日交替制

①通期の週休2日交替制とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

②月単位の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保する取組をいう。

ロ 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、施工体制台帳上の工期のうち実働期間が分散している場合には、受発注者協議により対象期間を適宜設定するものとする。

なお、対象期間から除く日は前号ロのとおりとする。

ハ 4週8休

通期の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

月単位の4週8休とは、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の全ての月で休日率が28.5%（8日／28日）の水準の状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

（受注者希望型）

第4条 発注者指定型以外の工事の受注者がモデル工事の試行を希望する場合、受注者は別に示す様式にて契約後速やかに試行の意思を発注者に通知し、受発注者で協議を行い、協議が整った場合に受注者希望型により試行するものとする。

（工期設定）

第5条 発注者は、現場の週休2日が確保できるよう適正に工期を設定しなければならない。

（実施内容）

第6条 受注者は、工事現場の週休2日を達成するため、適切な工程管理に努めなければならない。

2 受注者は、月単位の週休2日に取組む場合は、別に示す様式にて工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。

3 受注者は、週休2日の達成状況が確認できる書類を作成し、現場作業が完了した場合及び監督員から求めがあった場合は、すみやかに監督員に提出しなければならない。

4 受注者は、監督員が求めた場合は、前項を証明する資料（日報等）を提示しなければならない。

5 受注者は、官公庁の休日に作業を行うときは、徳島県土木工事共通仕様書等に規定されているとおり、事前に休日・夜間作業届を監督員に提出しなければならない。また、現場閉所日の振替を行う場合は、振替日を監督員に協議すること。

6 休日において、品質管理上必要な作業（コンクリート養生やレイタンス除去等）を行う場合は、事前に「休日における品質管理作業届」を監督員に提出しなければならない。なお、この場合、従事した技術者又は技能労働者については振替日を設定し、週休2日を確保しなければならない。

(現場閉所率)

第7条 現場閉所率は次式により算出する。

現場閉所率＝対象期間内の現場閉所日数÷対象期間内の日数×100 (%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第2号ロに示すとおり。

(休日率)

第8条 休日率は次式により算出する。

休日率＝「現場従事者ごとの休日日数の割合」の平均 (%)

休日日数の割合＝休日日数／対象期間の日数×100 (%)

※小数点第2位を切り捨てる。

※対象期間は第3条第3号ロに示すとおり。

(経費の負担)

第9条 発注者は、モデル工事（現場閉所型）においては、現場の閉所状況に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

労務費等に対して別に示す補正係数のうち通期の週休2日の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

第6条第2項により月単位の週休2日に取組む工事において、監督員が月単位の週休2日を確認できる場合は、月単位の週休2日の係数による補正を行い、設計変更を行うものとする。なお、通期の現場閉所率が28.5%に満たないことが見込まれる場合、または監督員が現場の閉所状況を確認できない場合には、通期の週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

第4条により試行する工事において、監督員が現場の閉所状況を確認できる場合は、通期又は月単位の週休2日の達成状況に応じて労務費等に対して別に示す補正係数を乗じる補正を行い、設計変更する。

2 発注者は、モデル工事（交替制）においては、技術者及び技能労働者の休日の確保状況（以下「技術者等の休日確保状況」という。）に応じて次により必要となる経費を負担する。

(1) 発注者指定型

労務費等に対して別に示す補正係数のうち通期の週休2日の係数を乗じた補正を行い、当初設計金額を算出する。

第6条第2項により月単位の週休2日に取組む工事において、監督員が月単位の週休2日を確認できる場合は、月単位の週休2日の係数による補正を行い、設計変更を行うものとする。なお、通期の休日率が28.5%に満たないことが見込まれる場合、または監督員が技術者等の休日確保状況を確認できない場合には、通期の週休2日の補正係数を除した設計変更を行うものとする。

(2) 受注者希望型

第4条により試行する工事において、監督員が技術者等の休日確保状況を確認できる場合は、通期又は月単位の週休2日の達成状況に応じて別に示す補正係数を乗じる補正を行い、設計変更する。

(工事成績評価)

第10条 モデル工事を実施した場合は、別で定めるところにより週休2日の達成状況に応じて工事成績評価で評価する。なお、週休2日を達成できなかった場合でも、工事成績評価の減点は行わないが、発注者指定型において、週休2日に取り組む姿勢が見られず文書による改善指示を行った場合は、「工程管理」の項目で減ずる措置を行う。

(アンケートの実施)

第 1 1 条 モデル工事の対象工事を受注した者は、発注者から指示があった場合は、建設現場の週休 2 日にかかるアンケート調査に協力しなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成 3 0 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。